

# 目次

I

諮問事項

II

清水港の概要

III

第1号議案：港湾計画の軽易な変更

IV

第2号議案：臨港地区内の分区の変更

V

**第3号議案：臨港地区内における構築物建設許可**

VI

田子の浦港の概要

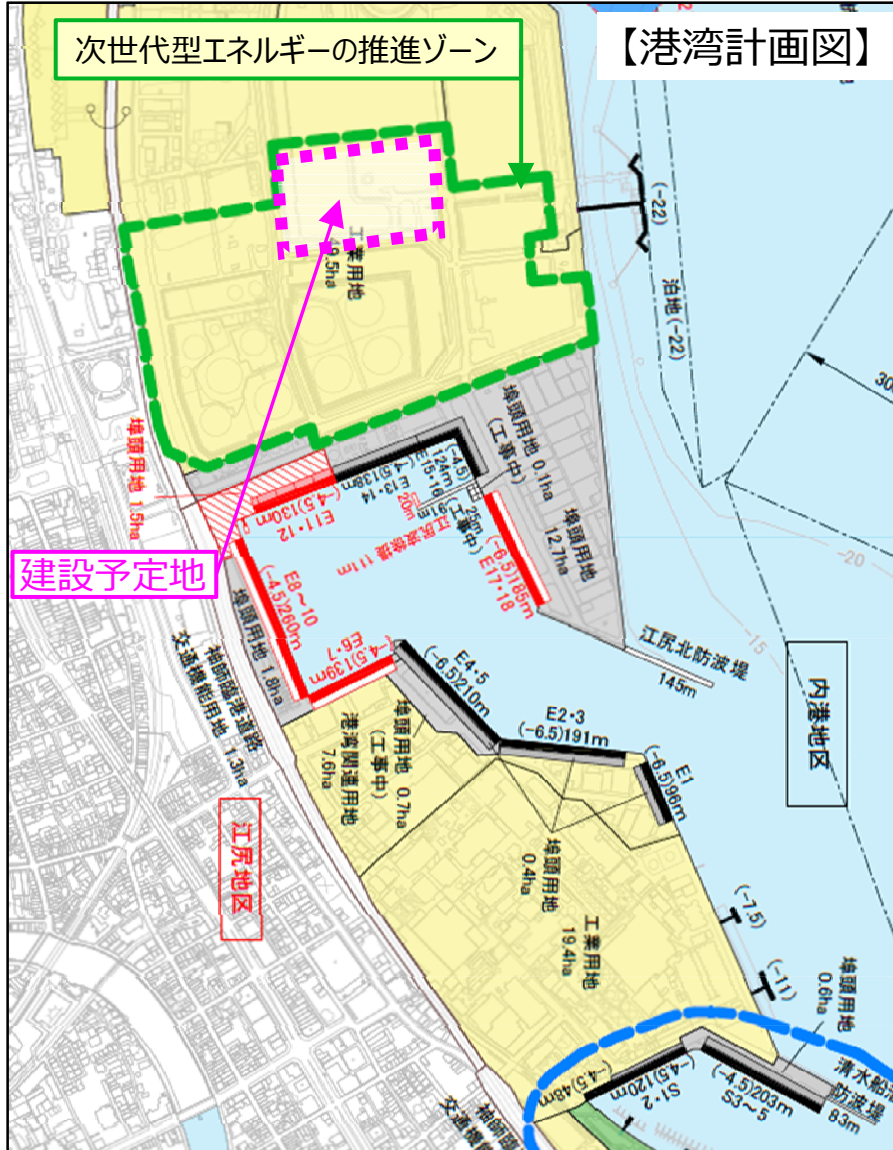
VII

第4号議案：臨港地区・分区の指定

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

# V 第3号議案：臨港地区内における構築物建設許可 ～袖師地区～

○ 工業港区の工業用地において、今回は分区の変更はせず、静岡県地方港湾審議会条例第3条で定める構築物に該当しない建築物について、知事の許可により構築物の建設許可を出す。



事業者	ENEOS株式会社
所在地	清水油槽所跡地
エリア敷地面積	約4.2ha
主要導入設備	太陽光発電設備 約3,000kW 大型蓄電池 約7,700kWh 自営線、水電解型水素ステーション

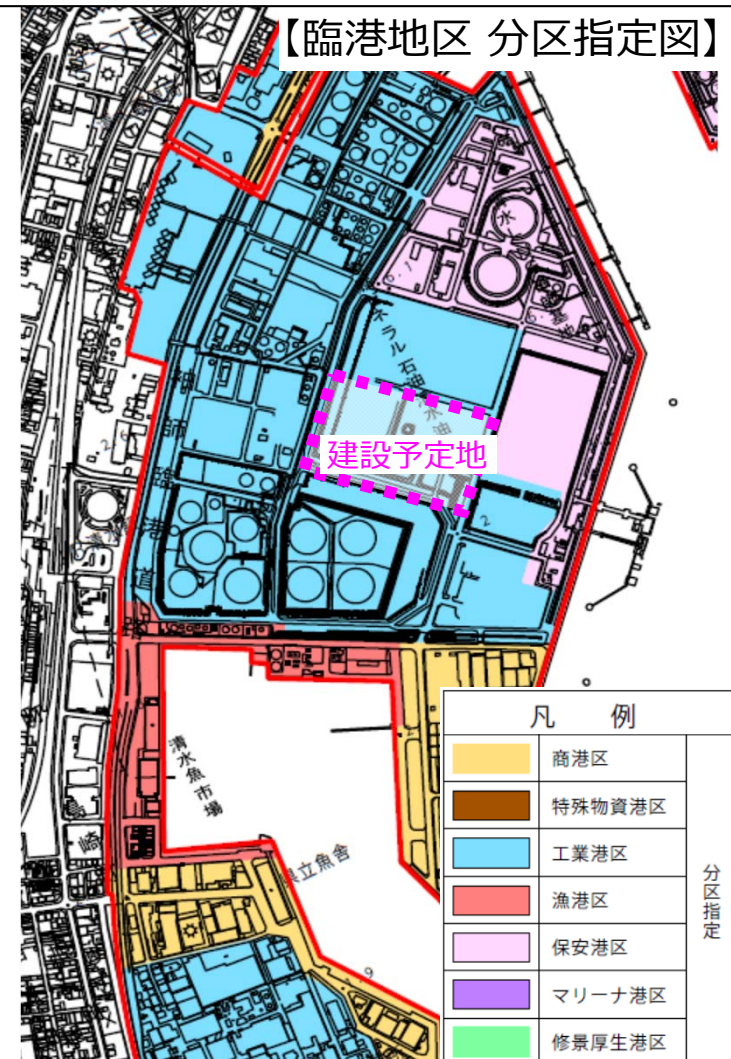
# V 第3号議案：臨港地区内における構築物建設許可 ～袖師地区～

静岡県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる構築物以外のものとする。ただし、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。

## 許可理由

- 公益上の観点
  - ・ 国の政策である再生可能エネルギー振興や、本県が目指す「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」「清水港CNP形成」の実現に寄与。地域の防災・減災にも貢献。
- その他特別の事情
  - ・ 民間の埋立地であり、事業対象地が特定。臨港道路等により、周辺の物流施設と分離。  
(港湾管理上、支障がない)
  - ・ 港湾計画では次世代型エネルギーの推進ゾーンに位置付けられ、港湾施設の整備及び土地造成なし。  
(港湾の計画上、支障がない)



# 目 次

I

諮問事項

II

清水港の概要

III

第1号議案：港湾計画の輕易な変更

IV

第2号議案：臨港地区内の分区の変更

V

第3号議案：臨港地区内における構築物建設許可

VI

田子の浦港の概要

VII

第4号議案：臨港地区・分区の指定

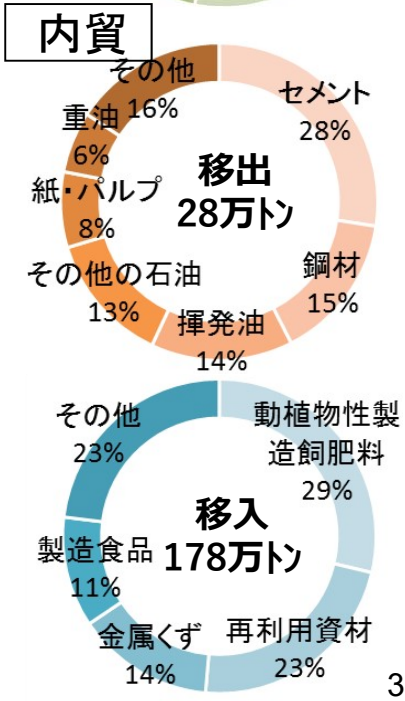
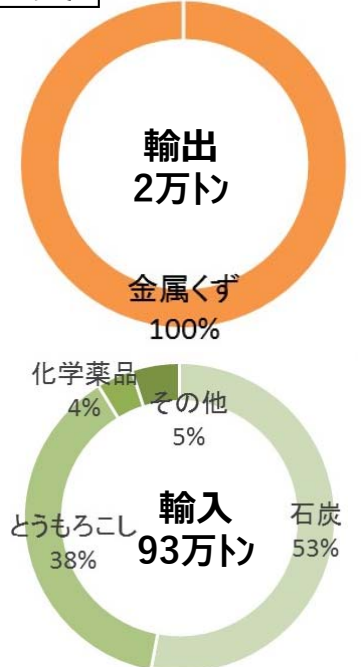
いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

# VI 田子の浦港の概要



2021取扱貨物量	301万トン (全国86位)
2021貿易額	395億円 (全国94位)

## 外貿 2021年統計



# 目 次

I

諮問事項

II

清水港の概要

III

第1号議案：港湾計画の輕易な変更

IV

第2号議案：臨港地区内の分区の変更

V

第3号議案：臨港地区内における構築物建設許可

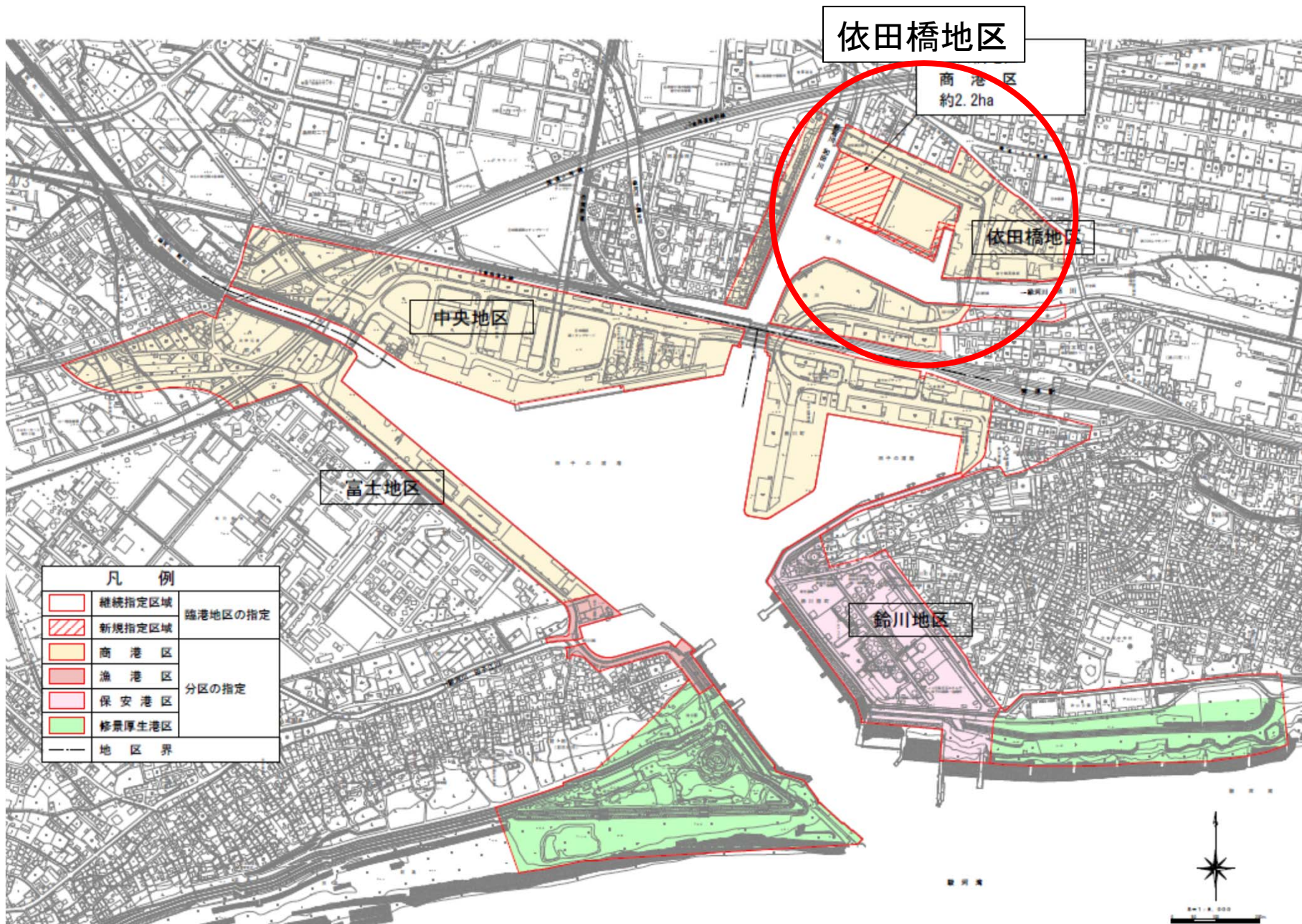
VI

田子の浦港の概要

VII

第4号議案：臨港地区・分区の指定

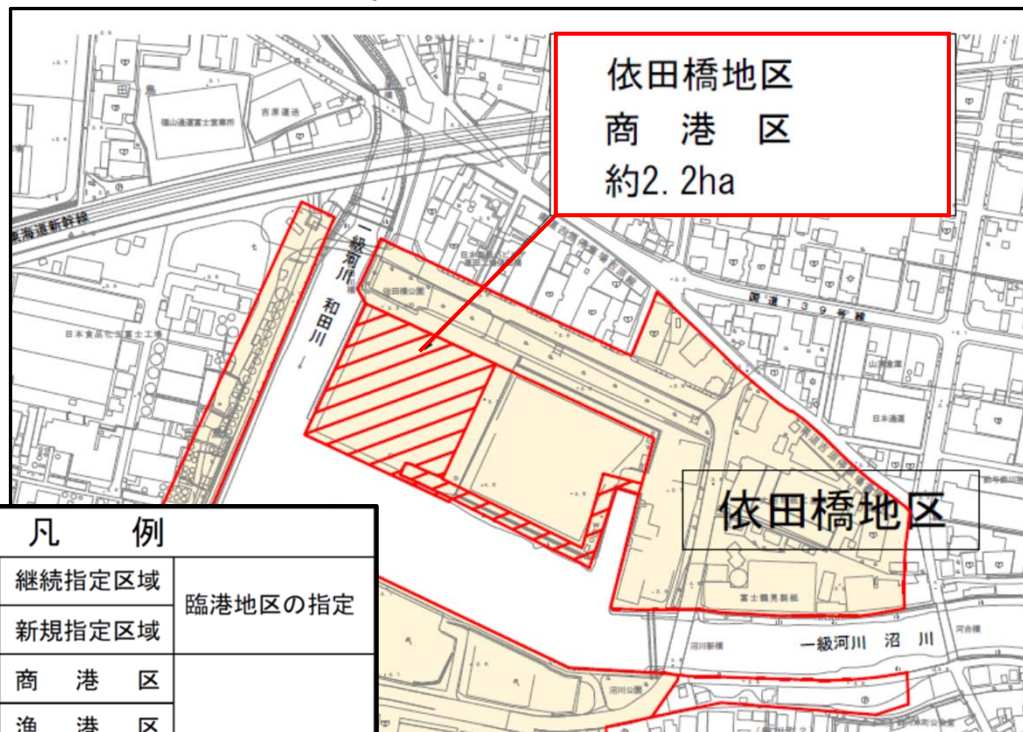
# VII 第4号議案 臨港地区・分区の指定（田子の浦港）～分区全体図～



# VII 第4号議案 臨港地区・分区の指定（田子の浦港）～依田橋地区～

○埠頭用地（放置艇陸置場・資材置場）の埋立完了に併せ、臨港地区に編入し分区（商港区）を指定する。

【臨港地区 分区指定図案】



凡 例	
	継続指定区域
	新規指定区域
	商 港 区
	漁 港 区
	保 安 港 区
	修景厚生港区
	地 区 界

臨港地区の指定  
分区の指定

【港湾計画図】



●商港区：  
旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域